

宮医発第 259 号
令和 5 年 5 月 2 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う取扱いについて

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、宮城県保健福祉部長より別紙のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和 5 年 5 月 8 日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）上の 5 類感染症に位置づけられることとなり、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知いただきますとともに、貴会会員医療機関へのご周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

なお、診療・検査医療機関及び病院に対しましては、宮城県疾病・感染症対策課より直接通知されておりますことを申し添えます。

(電子メール施行)

疾感対第116号

令和5年4月28日

公益社団法人宮城県医師会会長 殿

宮城県保健福祉部長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて (依頼)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の5類感染症に位置づけられることとなり、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

位置づけ変更に伴う医療提供体制の円滑な移行に向けて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、多忙のところ恐縮ですが、位置づけ変更後の医療提供体制等について別添のとおり整理しましたので、貴会会員に御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、診療・検査医療機関及び病院には別途通知していることを申し添えます。

(電子メール施行)

疾感対第116号

令和5年4月28日

各医療機関 代表者 殿

宮城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて (通知)

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の5類感染症に位置づけられることとなり、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

これまでの新型コロナウイルス感染症への御対応に加え、新たにかかりつけ患者以外にも対応するなど更なる取組の推進について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更後の医療提供体制等について、別添のとおり整理しましたので御確認いただきますようお願いいたします。

記

- 1 5類感染症に位置づけられることにより、感染症法等の各種措置・対応が終了となります(詳細は、別紙を御確認ください)。
- 2 診療時に受入患者を限定しない対応について御検討いただきますようお願いいたします(「外来対応医療機関」の指定を受け、受入患者を限定しない旨を公表する場合、「院内トリアージ実施料(300点)」等が算定可能となります)。
- 3 入院調整については、季節性インフルエンザ等と同様に、原則医療機関間で実施いただきますようお願いいたします(入院調整を実施した場合、「救急医療管理加算I(950点)」が算定可能となります)。
- 4 各病院及び有床診療所におかれましては、入院調整等が円滑に行われますよう、医療機関等情報支援システム(G-MIS)における毎日の空床状況の御報告について御協力をお願いいたします。

5 類移行にかかる主な変更事項等

- 1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）
- 2 患者支援体制
- 3 外来対応医療機関の登録等
- 4 入院調整にかかる基本的な考え方
- 5 療養期間の考え方
- 6 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）
- 7 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い
- 8 公表（発生動向調査）

1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）

発生届

・感染症法12条/15条に基づく届出・報告

- ①発生届
（ハイリスク者）
- ②日次報告



入院勧告 ・措置

・感染症法19条/20条に基づく入院勧告・措置
・患者移送の根拠
・入院調整の根拠



外出自粛 健康観察

・感染症法44条の3第2項
不要不急の外出自粛を要請
・体調の報告と健康観察



就業制限

・感染症法18条に基づく
就業制限（罰則規定）



終了

- ・発生届・日次報告は、**5月7日届出分で終了**
（5月7日までの発生届は、5月14日まで
HER-SYSで遡り入力が可能）
- ・陽性者サポートセンターも終了

- ・入院勧告・措置の対象ではなくなる
- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・行政は医療機関支援などの役割を担う

- ・外出の制限がなくなる（個人の判断）
- ・届出がないので健康観察は終了
- ・発症後5日間かつ症状軽快24時間後までは
外出を控え様子を見ることを推奨

- ・行政による就業制限はなくなる
- ・個人の主体的な判断を尊重

2 患者支援体制

発熱外来	診療・検査医療機関の指定、公表	変更	幅広い医療機関で診療が可能 発熱診療を実施する「外来対応医療機関」を公表
受診相談 陽性相談	受診・相談センター 体調悪化時の相談	継続	機能を統合して「受診情報センター」として継続  0120-056-203 (24時間年中無休)
宿泊療養	隔離目的のホテル入所 要介護高齢者の隔離療養	終了	5月7日(日)で終了
搬送	入院・ホテル等送迎	継続	ケア付き宿泊療養施設は最長9月末まで継続 (自己負担あり)
生活支援品	パルスオキシメーター・ 食品・日用品・子供用品	終了	原則終了(ケア付き療養施設入所時のみ実施)
陽性者登録	陽性者サポートセンター	終了	5月7日(日)をもって終了
検査キット 配布	有症状者向けキット配布	終了	5月7日(日)をもって配布終了 (5月5日(金)受付分まで)
無料検査	感染不安のある県民向け 一般検査事業	終了	5月7日(日)をもって無料対応は終了

3 外来対応医療機関の登録等

発熱外来

診療・検査医療機関の
指定、公表

変更

幅広い医療機関で診療が可能
発熱診療を実施する「外来対応医療機関」を公表

幅広い医療機関で受診できる体制の構築に御協力をお願いします

「外来対応医療機関」の登録

登録はこちらから
お願いします→



登録要件

- ①必要な感染対策を講じること
- ②日々の受診者数や検査数等のG-MISへの入力
- ③原則「外来対応医療機関」であることを公表

※既に「診療・検査医療機関」の指定を受けられている場合、自動的に移行しますので登録は不要です。

加算

院内トリアージ実施料① 300点
受入患者を限定しない「宮城県外来対応医療機関」公表／必要な感染対策実施
外来感染対策向上加算 6点
(患者1人につき月1回)
「宮城県外来対応医療機関」としてHP掲載→施設基準を満たす
上記は公表に同意いただいた場合に加算可能

補助金等

- ①外来対応医療機関確保事業
外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等を支援
- ②外来対応医療機関設備整備事業
新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関の設備整備を支援
- ③個人防護具（PPE）配布
G-MISを通じて外来医療機関等からのPPE緊急配布要請があった場合、配布を実施
その他補助金等の詳細は別途通知します

効率的な感染対策への見直しもお願いします

関係学会等の感染対策ガイドラインに沿いつつ、安全性だけでなく、効率性も考慮した対応への見直しもお願いします

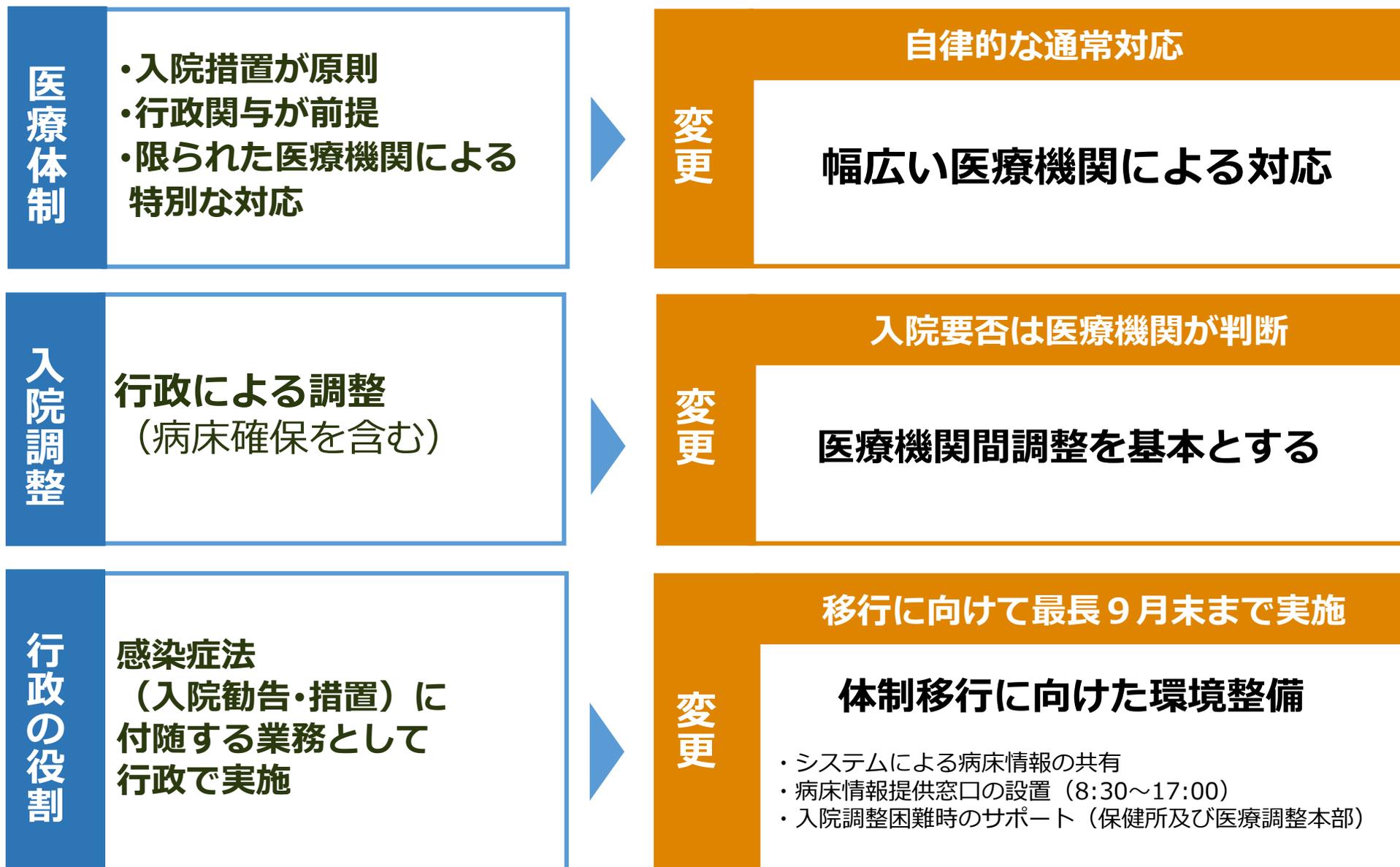
効率性を考慮した院内感染対策リーフレット



日本環境感染学会ガイドライン



4 入院調整にかかる基本的な考え方



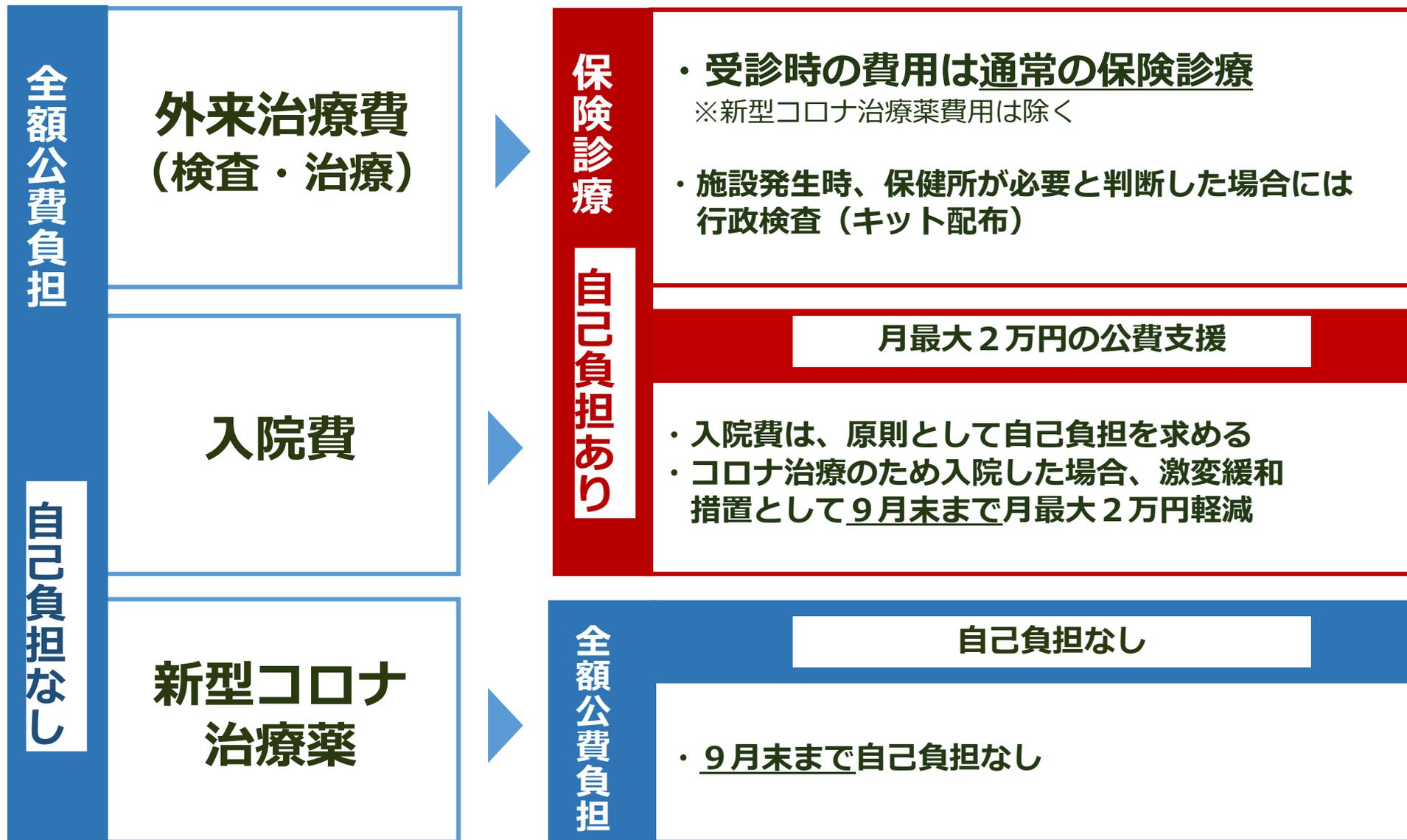
5 療養期間の考え方

行政による外出制限・就業制限はなく、個人が主体的に判断

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降	
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨 症状が重い場合は医師に相談すること					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					咳やくしゃみ等が続く場合、咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう	
	無症状者	検体採取日	検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨 やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください						
濃厚接触者		保健所による濃厚接触者の特定は行われません 法に基づく外出自粛は求められません 特に5日間(最終接触日を0日目)は自身の体調に注意すること 7日間は発症の可能性がある期間 手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう												

令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」参照

6 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）



7 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い

全数探知

- ・発生届
- ・陽性者が発生時の保健所への連絡
- ・クラスター発生施設公表

変更

他の感染症と同様の枠組で対応

- 医療機関、社会福祉施設からの報告による探知**
- 同一の感染症（疑い含）が10名以上発生した場合等の保健所報告
- ・医療機関の院内感染対策の一環としての保健所報告
 - ・社会福祉施設からの随時報告
 - ・クラスターの公表は終了

施設調査対象

- ハイリスク施設**
- ・医療機関
 - ・高齢者施設
 - ・障害者施設

継続

ハイリスク施設優先の調査対応を継続

- オミクロン株が主流の間は、その特徴を踏まえ現在の対応を継続**
- 医療機関、高齢者施設/障害者施設について調査実施
ハイリスク施設以外について保健所の判断により必要時調査実施

発生時検査

- ・保健所が必要と判断した場合の検査（PCR/検査キット）
- ・嘱託医等による検査（行政検査）

変更

- 陽性者発生時、保健所が必要と判断した検査は行政検査（原則検査キット配布にて対応）**
- 検査公費支援が終了するので、上記以外で嘱託医等が検査を行う場合は保険診療又は実費にて施設対応

8 公表（発生動向調査）

全数把握

毎日の
感染者数公表

ゲノム解析公表

高齢者施設等の
クラスター公表

変更

定点把握

変更

終了

定点医療機関（県内の特定の医療機関）にて確認された陽性者数（年齢階級別/性別）を保健所に報告

感染症週報にて毎週木曜に公表

（速報:午前10時頃、正式版:午後2時頃更新）

前週（月～日）までの患者数を翌週木曜に公表

初回公表は5月18日（木）（前週5月8日～14日の患者数）

宮城県感染症発生動向調査情報
2023.4.3 ~ 2023.4.9 - 第14週 -

令和05年04月13日発行

1. 集計

上段は患者発生数、下段は定点当たり

疾病	保健所					仙台市	宮城県(含む仙台市)					
	仙南	塩釜	大崎	石巻	気仙沼		患者数	累計	第11週	第12週	第13週	第14週
水痘		2 0.20		1 0.17			3 0.05	51				
流行性耳下腺炎				1 0.17		1 0.04	2 0.04	19				
感染性胃腸炎	11 2.75	37 3.70	24 4.00	23 3.83	1 0.50	113 4.19	209 3.80	5,778	◎	◎	◎	◎

掲載先 宮城県結核・感染症情報センター

<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

県は感染症週報にて週1回公表、仙台市はHPにて随時公表

5月7日発生分をもって終了

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の取扱いに関するQ & A (第1版)

問1 新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」とします。)の5類移行後の対応は、どのように変更となるのか。

答1 5類感染症移行後は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、季節性インフルエンザなどと同様に、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

なお、体制移行にあたっては、一定の移行期間を設けた上で、各種措置等を見直して対応していくこととなりますので御承知願います。

※各種措置等見直しの概要については、別添資料を御確認いただきますようお願いいたします。

問2 新型コロナの患者に関する報告(発生届の提出及び日次報告)は、いつまで実施する必要があるのか。

答2 令和5年5月7日までに診断した患者について、従前どおり御報告願います。

※御報告については、令和5年5月14日までHER-SYS等により遡り対応が可能です。

なお、令和5年5月8日以降の患者数については、「全数把握」から「定点把握」へ変更となり、週ごとに発生動向を調査することとなりますので、「定点医療機関」に選定された医療機関のみ、引き続き報告等の御協力をお願いいたします。

問3 新型コロナの患者等に対する外出制限等は、どのようになるのか。

答3 令和5年5月8日以降の法律による外出制限等については、次のとおりとなります。

【入院勧告・措置】

適用されません。

なお、この変更による経過的取扱いのため、令和5年5月1日以降は入院勧告・措置が行われません。

【就業制限、外出自粛】

適用されません。個人等の判断で対応いただくこととなります。

なお、発症後5日間かつ解熱及び症状軽快から24時間経過するまでは外出を控えること、また発症後10日間経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮することが推奨されております。

【濃厚接触者の外出自粛】

適用されません。同居家族等が新型コロナに感染した場合、個人で体調等に注意をしていただくこととなります。

問4 発生届の限定等に伴い、提示された「患者説明用シート」については、いつまで使用可能か。

答4 令和5年5月7日までに診断した患者について使用していただくことが可能です。
令和5年5月8日以降、患者に説明される場合の参考資料として、別紙のとおりお示ししますので適宜御活用いただければ幸いです。

問5 入院調整について、通常どおり医療機関間での対応に移行していくこととなるが、今後の行政による支援はどのようなものになるのか。

答5 5月8日以降の入院調整については、コロナ患者の重症度にかかわらず、まずは医療機関間で調整いただきますようお願いいたします。調整に当たっては、国の医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により受入可能病床のある医療機関が確認できますので、御活用願います。また、G-MISを閲覧できない環境にある医療機関においては、G-MIS上の受入可能病床等の情報を提供する「新型コロナ医療機関情報センター」を御活用願います。なお、「新型コロナ医療機関情報センター」では入院調整は行いませんので御承知願います。

入院受入調整困難時には、当面の間（最長9月末）、県・仙台市が共同設置する「新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部」及び保健所による入院調整を継続します。相談する場合は「中等症Ⅱ以上」かつ複数※の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない場合や、「中等症Ⅱ以上」かつ複数※の入院受入医療機関に打診しても受け入れ先が決まらない妊婦・小児・透析の相談が対象となります。

なお、「移行期医療調整本部」及び保健所に相談して入院調整した場合には、医療機関において入院調整を実施した場合の特例的な加算である「救急医療管理加算Ⅰ」（950点）は算定不可となります。

※複数：原則として「3か所程度」が相談する際の要件。

問6 新型コロナに関する検査の公費負担は継続するのか。

答6 検査の公費負担は令和5年5月7日受診分までが対象となり、令和5年5月8日以降は終了となります（都道府県等が医療機関へ行政検査を委託する取扱い（集合契約を含む）も同様です）。

なお、高齢者施設等に限り、陽性者発生時に保健所が調査等を行い、必要と判断した場合には行政検査を実施することがあります（公費負担）。

問7 新型コロナに関する入院患者医療費の公費負担はどのように変更となるか。

答7 令和5年5月8日以降の入院患者医療費の公費負担は、新型コロナの治療に要する医療費に関して、高額療養費制度を適用した後の自己負担額を原則2万円（2万円に満たない場合にはその額）減額する措置が講じられます（適用期間は、令和5年9月末までを予定）。また患者等による公費負担申請が不要となり、公費負担決定通知は

発行されません。そのため、高額療養費制度の限度額等を各医療機関において確認し、公費負担の適用を判断していただくこととなります（公費負担番号等は、次のとおりです）。

公費負担者番号：28040707 } 共通
公費受給者番号：9999996 }

なお、この変更にあたって、次のとおり経過措置がありますので御注意ください。
(経過措置)

①令和5年4月30日までに入院した場合

令和5年4月30日までの新型コロナの治療に要する医療費について、従来どおり保険適用後の自己負担額が全額公費負担となります。また患者等による公費負担申請も従来どおり必要ですので、公費負担決定通知に基づき公費負担の適用を判断していただくこととなります。

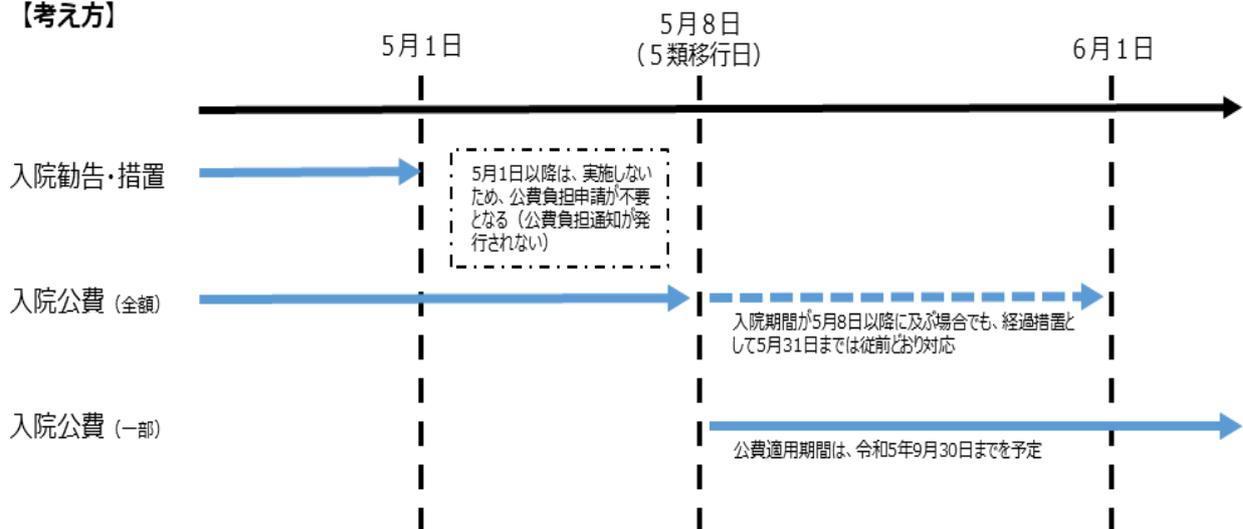
②令和5年5月1日から令和5年5月7日までに入院した患者（令和5年4月30日以前から継続入院している場合を含む）

従前のおり保険適用後の自己負担額が全額公費負担となります。ただし、入院期間が令和5年5月8日以降に及んだ場合、全額公費負担の取扱いは令和5年5月31日までの適用となります（令和5年6月1日以降は、令和5年5月8日以降の取扱いと同様です）。また患者等による公費負担申請が不要となるため、公費負担決定通知は発行されません。そのため、各医療機関において、公費負担適用を判断していただくこととなります（公費負担番号等は、次のとおりです）。

公費負担者番号：従前どおり（保健所ごと）

公費受給者番号：9999996（共通）

【考え方】



問8 新型コロナに関する自宅・宿泊療養患者医療費（外来医療費）の公費負担は継続するのか。

答8 自宅・宿泊療養患者医療費（外来医療費）の公費負担については、令和5年5月7日受診分までが対象となり、令和5年5月8日以降は終了となります。

なお、令和5年5月8日以降は、新型コロナ治療薬に関する公費が新設されます。

問9 新型コロナに関する治療薬の公費負担はどのように適用されるか。

答9 令和5年5月8日以降、新型コロナ治療薬が処方された場合（入院・外来共通）、その薬剤費について、保険適用後の自己負担額が全額公費負担となります（適用期間は令和5年9月末までを予定）。新型コロナ治療薬に関する処方料や手技料等は、公費負担の対象ではありません。

なお、公費負担の適用については、各医療機関において判断していただくこととなります（公費負担番号等は、次のとおりです）。

公費負担者番号：28040806	} 共通
公費受給者番号：9999996	

なお、入院患者医療費の公費と同時に適用する場合には、先に新型コロナ治療薬の薬剤費について保険適用後の自己負担額を全額公費負担とし、残りの医療費について入院患者医療費の公費を適用することとなります。

問10 新型コロナに関する療養証明書の発行についてどのように対応すればよいか。

答10 令和5年5月8日以降、行政による療養証明書は発行されません。患者等が保険請求等のため、証明書の発行を求める場合には通常と同様に診断書等の作成により御対応いただくこととなります。

なお、令和5年5月7日までに発生届が提出された患者については当分の間（令和5年9月末までを予定）、My HER-SYSによる療養証明書の発行機能が利用可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療費の公費負担について

(1) 入院患者医療費

【概要】

▽新型コロナ患者が新型コロナ治療のため入院した場合の医療費（食事代を除く）のうち、自己負担額の一部を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されないため、医療機関で各自判断し請求する）。

▽公費負担の変更に伴う経過的な取扱いは次のとおり。

①4月30日以前に入院した場合

・4月30日までの新型コロナ治療のための医療費については、従来どおり保険適用後の自己負担額について全額を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されるため、それを踏まえ請求する）。

②5月1日から5月7日までに入院した場合（4月30日から継続入院している場合を含む）

・従来どおり保険適用後の自己負担額について全額を公費負担の対象とする（公費負担決定通知が発行されないため、医療機関で各自判断し請求する）。

なお、この取扱いは入院期間が5月8日以降に及んだ場合、最長でも5月31日までとなる（6月1日以降の取扱いは、5月8日以降に入院した場合と同様となる）。

・ただし、公費受給者番号は「9999996（共通）」となる（公費負担者番号は、従来どおり保健所ごと）。

【公費負担適用範囲】

▽高額療養費制度適用後の自己負担分を対象とし、自己負担額について原則2万円（2万円に満たない場合にはその額）を減額する。

新型コロナウイルス感染症の入院治療にかかる医療費（食事代除く）



(2) 新型コロナ治療費

【概要】

▽新型コロナ患者が新型コロナ治療薬（※）の処方を受けた場合、その薬剤費（手技料等は含まず）のうち、自己負担額を公費負担の対象とする。

※ モルヌピラビル（ラゲブリオ）、ニルマトレルビル／リトナビル（パキロビッドパック）、エンシトレビル（ソコーバ）、レムデシビル（ベクルリー）、ソトロビマブ（ゼヴェディ）、カシビマブ／イムデビマブ（ロナプリーブ）、チキサゲビマブ／シルガビマブ（エバシールド）

＜エバシールドは発症予防目的での投与のみ＞

▽国配布分の新型コロナ治療薬については、薬剤費は発生しない（診療報酬での請求不可）。

【公費負担適用範囲】

▽保険適用後の自己負担分を対象とし、自己負担額について全額を補助する。

新型コロナウイルス感染症の治療薬にかかる薬剤費（手技料等除く）



(3) 公費負担番号

公費の種類	適用範囲	公費負担者番号	公費受給者番号
入院患者医療費 <公費（1）>	県内共通	28040707	9999996
新型コロナ治療費<公費（2）>		28040806	

※診療報酬明細書の具体的な記載方法等については、次の通知参照。

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発0320第1号）

- ▽「PCR等検査費」及び「自宅・宿泊療養患者医療費」に係る公費負担は、令和5年5月7日まで適用する。
 ▽新型コロナの入院患者が新型コロナ治療薬の処方を受けた場合の公費負担は、まず、薬剤費について「公費（2）」を適用し、残りの新型コロナに係る入院医療費（食事代を除く）について「公費（1）」を適用する。

（※その他公費負担等の詳細については、厚生労働省事務連絡等を参照。）

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する 診療報酬上の主な特例まとめ

【臨時的取扱い関係】

分類・項目		点数の概要	備考（疑義解釈含む。）
外来	新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）に診療を実施した場合	①「外来対応医療機関」の指定を受け、受入患者を限定しない旨を公表している場合：「院内トリアージ実施料」 300点 ② ①以外の場合： 147点 （B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の場合」の点数を算定）	(1)①②ともに、必要な感染予防策を講じて診療した場合に算定可能（初・再診時を問わない） (3)初・再診料を包括する（認知症）地域包括診療料、小児かかりつけ診療料を算定している患者についても算定可能 (4)新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）のみに院内トリアージ実施料を算定する場合には、施設要件に関する届け出 (5)①について、令和5年8月末までに受入患者を限定しない形に移行する場合も算定可能（この場合、受入開始時期の院内掲示が必要）
	新型コロナ感染患者に対して新型コロナに係る診療を実施した場合	新型コロナ感染患者へ療養指導を行った場合： 147点 （B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の場合」の点数を算定）	(1)入院中以外の新型コロナ感染患者に対して外来診療（対面）で、家庭内の感染防止策や重症化した場合の対応等について発症後7日以内に指導を行った場合に算定可能 (2)指導内容の要点をカルテに記載する必要あり (3)院内トリアージ実施料（上記①②）と併算定可能
電話診療等	初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行う場合	214点 （A000初診料の注2に規定する点数を算定）	(1)医薬品の処方等を行う場合には、調剤料、処方料、処方箋料等も算定可能 (2)本特例は、令和5年7月31日まで なお、令和5年8月1日以降も、情報通信機器を用いた診療を行う場合には、令和5年7月31日まで施設基準に関する届け出が必要
入院調整	新型コロナ感染患者の入院調整を実施した場合	入院調整を実施し、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（I）を算定する場合：「救急医療管理加算 I」 950点	(1)入院中の新型コロナ感染患者についても算定可能 (2)小児外来診療料等の診療情報提供料（I）に係る日数が含まれている場合にもおいて算定可能 (3)新型コロナ感染患者のみに救急医療管理加算 I を算定する場合には、施設要件に関する届け出は不要 (4)行政による入院調整が実施された場合は算定不可
在宅	新型コロナ疑い患者（感染患者を含む）に往診・訪問診療を実施した場合	往診等において必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合：「院内トリアージ実施料」 300点	
	新型コロナ感染患者に対して往診・訪問診療を実施した場合	新型コロナに関連した緊急の訴えに基づいて速やかに往診を実施した場合 又は 新型コロナに関連した継続的な診療の必要を認めて訪問診療を実施した場合：「救急医療管理加算 I」 950点	(1)「緊急往診加算」は算定要件を満たしていれば、併算定可能 (2)同一の患家等で2人以上の新型コロナ感染患者を診療した場合について、2人目以降の患者に対して往診料を算定しない場合であっても算定可能

※入院医療に関する取扱い及びその他詳細は、厚生労働省令和5年3月31日付け事務連絡等を御確認ください。

【令和4年度改定関係】

加算名称	概要	点数	施設要件に該当する医療機関
感染対策向上加算 I	医療機関における感染対策等を評価するもの（施設要件に関する届け出が必要）	710点	令和5年1月1日以降、新型コロナの重点医療機関の指定を受けていたことがある医療機関のうち、過去6か月以内に新型コロナに関する入院医療実績がある（院内クラスターなど入院後に感染が判明したものを除く）
感染対策向上加算 II		175点	地域の診療所からの要請等に応じて新型コロナ疑い患者を救急患者として診療し新型コロナ感染診断をする場合、必要に応じて入院受入が可能な体制を確保した上で、過去6か月以内に新型コロナに関する入院医療実績がある（院内クラスターなど入院後に感染が判明したものを除く）
感染対策向上加算 III		75点	「外来対応医療機関」の指定を受け、受入患者を限定しない（令和5年8月末までに受入患者を限定しない形に移行する場合を含む）旨を公表している
外来感染対策向上加算		6点	

※施設要件の届け出内容は、厚生労働省令和4年3月4日付け保医発0304第2号事務連絡等を御確認ください。

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ 宮城県

陽性と診断されたみなさまへ、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行(令和5年5月8日)後の取扱いのお知らせです。

Vol.7
R5/5/8版

※仙台市にお住まいの方は、仙台市ホームページをご確認の上対応ください。

治療費に 自己負担が 生じます	法に基づく 外出制限は ありません	保健所等による 健康観察は ありません	ホテル入所や 物資支援は ありません
--------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

療養期間(健康観察期間)のめやす(推奨)

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨します 症状が重い場合は医師にご相談をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					咳やくしゃみ等が続く場合、咳エチケット(マスク着用など)を心がけましょう
	無症状者	検体採取日	特に5日間は他人に感染させるリスクが高い期間 検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨します やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					10日間は感染性のウイルスを排出している期間 不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					
濃厚接触者				特に5日間(最終接触日を0日目)は自身の体調に注意 7日間は発症の可能性がある期間 濃厚接触者として特定はされませんが、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をお願いします									

事業所・学校等における休業期間は、それぞれの事業所・学校にご確認ください。

体調悪化時

診断された医療機関等にご相談ください

受診可能な医療機関のご案内や療養上のご相談

受診情報センター  0120-056-203(24時間年中無休)

急な体調悪化等で救急車を呼ぶか迷うとき

—看護師等の救急相談—

おとな救急電話相談

#7119(夜間・休日)

宮城県子ども夜間安心コール(15歳未満対象)

#8000(夜間・休日)

同居されている方の過ごし方

ご家庭内で注意いただきたいこと

- ・可能であれば部屋を分けてお過ごしください
- ・感染された方、お世話をされる方は、お互いマスクをつけましょう
- ・感染された方、お世話をされる方は、こまめに手を洗いましょう
- ・換気をしましょう
- ・手の良く触れる場所を消毒しましょう
- ・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう
- ・ゴミは密閉して捨てましょう

受診時の費用は一般的な受診と同じ保険診療です。(自己負担があります)

※急激な負担増を避けるため、一部公費支援が一定期間継続されています

5類移行後のくわしい取扱いは

宮城県 診断された方へ

